

大田ブランド推進協議会会則

平成18年2月1日制定

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、大田ブランド推進協議会（以下「本協議会」という。）と称する。

(主旨)

第2条 本協議会は、大田区の工業集積の強みやモノづくりに対する真摯な職人気質を継承し、未来に挑戦する企業活動を大田ブランドとして定義する。

2 大田ブランドの表象は、別紙の登録済商標のとおりとする。

3 前項の大田ブランドの表象を「O. O. Q. (Only Ota Quality)」と呼ぶ。

(目的)

第3条 本協議会は、前条の主旨に賛同する事業者又はその活動若しくは活動の成果を、広く国内外にPRすると共に、企業連携の促進や販路開拓を支援する。

(登録)

第4条 本協議会は、前条の目的のために、「O. O. Q. (Only Ota Quality)」を使用することを意図するものを、本協議会に登録（以下「登録企業」という。）するものとする。

(組織)

第5条 本協議会は、社団法人大田工業連合会、東京商工会議所大田支部及び財団法人大田区産業振興協会でこれを構成する（以下、「推進3団体」という。）。)

(事業内容)

第6条 本協議会は、以下の事業を実施する。

- (1) 登録（新規登録・更新登録・登録解除）
- (2) 「O. O. Q. (Only Ota Quality)」の普及・促進に関する事業
- (3) その他、第3条の目的を達成するために必要な事業

(運営)

第7条 前条の事業を実施するため、本協議会に登録及び解除に関する審査について審査部会、企画・運営について企画・運営部会、並びにブランドの管理及び登録企業の管理又はその他の事務処理について総務部会を置く。

(役員)

第8条 本協議会に次の役員を置く。

会長	1名
副会長	5名以内
部会長	3名
監事	2名

2 本協議会の役員は、推進3団体の各団体からの推薦を経て選任される。会長、副会長及び部会長は役員の内選により決定する。

(役員任期)

- 第9条 役員任期は2年間とする。但し、再任を妨げないものとする。
- 2 補充役員任期は、前任者の残任期間とする。

(役員職務)

- 第10条 会長は本協議会を代表し、会務を総理する。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。
 - 3 部会長は各部会の業務を統括する。
 - 4 監事は、次の職務を行う。
 - (1) 財産の状況を監査すること。
 - (2) 役員業務状況を監査すること。
 - (3) 財産の状況又は業務の執行について不整の事実を発見したときは、これを第11条に規定する本協議会役員会に報告すること。
 - (4) 前項の規定による報告をするため必要があるときは、本協議会役員会を招集すること。

(大田ブランド推進協議会役員会)

- 第11条 大田ブランド推進協議会役員会（以下「本協議会役員会」という。）は、会長、副会長及び部会長をもって構成し、必要に応じ会長が召集して開催する。
- 2 本協議会役員会は、この会則に定めるもののほか、次の事項を議決する。
 - (1) 会則を変更すること
 - (2) 事業計画及び収支予算を決定すること
 - (3) 事業報告及び決算を承認すること
 - (4) その他重要な事項
 - 3 本協議会役員会の議長は、会長がこれにあたる。
 - 4 本協議会役員会は、会長、副会長及び部会長の現在数の3分の2以上の出席がなければ開会することができない。
 - 5 役員は、やむを得ない理由のため、役員会に出席できないときは、議決権を他の役員に委任することができる。この場合において、前項の規定の適用については、出席したものとみなす。
 - 6 役員会の議事は、出席した役員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
 - 7 監事は、役員会に出席し、意見を述べることができる。
 - 8 会長は、別途顧問を指名し、役員会に参画させることができる。

(報告)

- 第12条 審査部会長は、審査部会における審査結果を本協議会役員会に報告する。
- 2 企画・運営部会長は、企画・運営部会における協議の結果を本協議会役員会に報告・提言する。
 - 3 総務部会長は、大田ブランドの管理及び登録企業管理状況について本協議会役員会に報告する。

(大田ブランド推進協議会事務局)

- 第13条 本協議会を運営するために本協議会事務局を置く。推進3団体の事務局が協力し事務処理に当たることとし、財団法人大田区産業振興協会が事務局の総括を行う。

(経費)

第14条 本協議会の経費は、登録料及びその他の収入をもってこれに充てる。

(会計年度)

第15条 本協議会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第2章 登録企業

(登録企業の要件)

第16条 本協議会の登録企業となるものは、次の要件を備えていなければならない。

- (1) 第2条の主旨及び第3条の目的に賛同し、その意思を表明すること
- (2) 大田区内に本社または主たる事業所を有すること

(登録の申込)

第17条 本協議会の登録を受けようとするものは、以下の要件を満たした上で、登録の申込を行わなければならない。

- (1) 5以上の事業者から推薦を受けること。その推薦事業者は、原則大田区内の事業者とするが、妥当な理由があれば区外事業者も認める。
- (2) 上記の推薦事業者の内、3事業者は本協議会登録企業とすること。ただし、社団法人大田工業連合会会員団体又は東京商工会議所大田支部の推薦をもって、3事業者の登録企業に代えることができる。

(登録料)

第18条 登録企業は登録料を納めることを要する。登録料は年額30,000円とする。ただし、社団法人大田工業連合会会員団体又は東京商工会議所大田支部に所属する企業については年額15,000円とする。

(有効期限)

第19条 登録企業の有効期限は、登録後その属する会計年度末までとする。

(登録番号の付与及び「登録企業証」の交付並びに登録企業の公表)

第20条 本協議会は、登録企業に対し登録番号を付与し、「登録企業証」を交付する。また、登録の事実を本協議会のサイト上で公表する。

(登録企業の名称等の変更)

第21条 登録企業は、その名称、住所等に関する事項に変更があったときは、速やかに書面によりその旨を本協議会に通知しなければならない。

(登録の解除)

第22条 本協議会は、登録企業が自ら申し出た場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、当該企業の登録を解除することができるものとする。なお、登録解除の際には、発行済みの「登録企業証」の回収を行い、解除の事実を本協議会のサイト上で公表する。

- (1) 廃業あるいは倒産した場合
- (2) 所定の期間内に登録料の支払いがなされない場合
- (3) 国内外の諸法令又は公序良俗に反する行為を行ったことが明らかになった場合
- (4) 本協議会の商標権、著作権、財産権、プライバシーを侵害した場合
- (5) 登録申込書に虚偽の事項を記載したことが判明した場合

- (6) 本協議会の名誉と信用を失墜させる行為があった場合
- (7) 会則に違反したことが明らかになった場合
- (8) その他、本協議会が登録企業として不適当と判断した場合

(登録の継続)

第23条 登録は、本協議会の定める方法による登録料年額の払込がなされることにより継続されるものとする。なお、事由の如何を問わず、一度払い込まれた登録料の返還は行わないものとする。

第3章 「0.0.Q. (Only Ota Quality)」の使用

(「0.0.Q. (Only Ota Quality)」使用の事前承認)

第24条 登録企業が、「0.0.Q. (Only Ota Quality)」を用いた広報宣伝物を独自に企画、制作する場合は、あらかじめ本協議会に当該制作物の原稿等を提出し、本協議会による承認を受けるものとする。本会則にいう広報宣伝等とは、登録企業が自らの営利事業等のために各種の媒体や手段を用い、部数を問わず特定又は不特定者に対して配布あるいは流布を行う情報伝達活動及び情報伝達媒体の総称をいう。

(「0.0.Q. (Only Ota Quality)」使用の遵守事項)

第25条 登録企業が、「0.0.Q. (Only Ota Quality)」を用いた広報宣伝物を独自に企画、制作する場合は、以下の事項を遵守するものとする。

- (1) 登録企業は、登録企業自身が行う営利事業等の名称とともに「0.0.Q. (Only Ota Quality)」を同一の媒体（名刺等を含む）に使用する場合は、当該登録企業の登録番号を明記すること。
- (2) 前項の他、登録企業が「0.0.Q. (Only Ota Quality)」使用に際して遵守すべき事項については、別途本協議会役員会が定める。
- (3) 「0.0.Q. (Only Ota Quality)」の使用にあたり、当該登録企業に不利益があった場合でも、本協議会はその責めを負わないものとする。

第4章 損害賠償

(損害賠償)

第26条 登録企業が本会則及び本会則に基づく諸規則に違反し、本協議会が損害を被った場合、当該登録企業は、その被った損害を本協議会に賠償する義務を負うものとする。なお、登録が解除された後も、同様とする。

第5章 補則

(規程なき事項)

第27条 本会則に定めのない事項については、本協議会役員会の判断によるものとする。

附則

- 1. この会則は、本協議会設立の日から実施する。
- 2. 本協議会の設立当初の役員及び部会委員の任期は、第9条の規定にかかわらず、設立の日から平成20年3月31日までとする。

3. 本協議会の設立当初の事業計画及び収支予算は、設立時の大田ブランド推進協議会の定めるところによるものとする。
4. 本協議会の設立当初の事業年度は、第15条の規定にかかわらず、本会設立の日から平成19年3月31日までとする。また、第19条に規定する有効期限についても同様とする。

上記「大田ブランド推進協議会会則」の制定に合意する。

社団法人大田工業連合会
東京商工会議所大田支部
財団法人大田区産業振興協会